

令和元年 7 月10日

1. 出席議員

1 番	中 島	信 二	12番	服 部	良 一
2 番	高 山	正 信	13番	大 坪	久美子
3 番	青 木	勉	14番	寺 尾	高 良
4 番	川 口	堅 志	15番	栗 原	吉 平
5 番	橋 本	正 敏	16番	三 角	真 弓
6 番	田 中	栄 一	17番	森	茂 生
7 番	堤	康 幸	18番	栗 山	徹 雄
8 番	高 橋	信 広	20番	川 口	誠 二
9 番	石 橋	義 博	21番	松 崎	辰 義
10番	牛 島	孝 之	22番	角 田	恵 一
11番	萩 尾	洋			

2. 欠席議員

19番 井 上 賢 治

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 井 明 子
事務局参事兼次長	秋 山 勲
主 任	信 國 美保子
書 記	中 園 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	松尾	一秋
健	康	白坂	正彦
建	設	松延	久良
教	育	井手	勇一
総	務	野田	勝広
財	政	田中	和己
企	画	馬場	浩義
税	務	丸山	隆
市	民	山口	幸彦
福	祉	栗山	哲也
子	育	平島	英敏
都	市	原	寿之
上	下	溝上	啓之
学	校	中島	賢二
監	査	金納	恵理
黒	木	月足	稔
立	花	中島	強
上	陽	大坪	公治
矢	部	木田	博徳
星	野	向	智宏

議事日程第1号

令和元年7月10日(水) 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議

報告第5号 平成30年度八女市水道事業会計予算超過支出の報告について
議案第55号 工事請負契約の締結について

午前10時 開会

○議長(角田恵一君)

皆さんおはようございます。お知らせいたします。議案書、資料、説明員名簿、提案理由書をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、令和元年第4回八女市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長(角田恵一君)

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、会期の日程につきましてはタブレットに配信しております案のとおりでございますので、御了承願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（角田恵一君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において4番川口堅志議員、18番栗山徹雄議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告1件、議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告1件、議案1件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は令和元年第4回の八女市議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、今臨時会に提案いたします案件は報告1件及び議案1件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第5号 平成30年度八女市水道事業会計予算超過支出の報告について御説明申し上げます。

本件は、水道事業の業務量の増加により事業に必要な経費に不足が生じたため、地方公営企業法第24条第3項の規定を適用し、予算に定めた予定額を超過して支出したため、同項後段の規定により報告するものでございます。

水道事業会計における消費税及び地方消費税につきましては、水道料金収入等による受け取り消費税と工事費等による支払い消費税で相殺し、確定したものを支払うこととなっております。

平成30年度の水道事業会計では、水道料金収入などがふえ、工事費などの執行額が減少したことにより、支払うべき消費税及び地方消費税の確定額が増加したため予算を超過したものでございます。

議案第55号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

八女市立矢部地区小中学校校舎増築等工事を施工するため指名競争入札を実施しましたところ、やひめ建設株式会社を工事請負人に決定いたしました。

本案は、やひめ建設株式会社と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決をお願いするものであります。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては十分御審議をいただきまして原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第4 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第4. 議案審議を行います。

報告第5号 平成30年度八女市水道事業会計予算超過支出の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

ちょっと疑問点がありますけれども、これを読めば、単に予算よりも消費税のほうが多かったからというニュアンスですが、このお金というのは内部にちゃんと水道料金の関係であるのだろうと私は想像しますけれども、ここら辺のところはどうなっているのか、お尋ねします。

○上下水道局長（溝上啓之君）

お答えします。

このお金につきましては、公営企業会計では官公庁会計のように歳入歳出が同額とはなりませんけど、予算の上では……

○議長（角田恵一君）

局長、ちょっとお座りください。

17番、もう一回質問の趣旨を言ってください。多分、現金の問題を質問されたと思いますが、質問の趣旨がわかっていないようでございますので。

○17番（森 茂生君）

これを読めば、単に予算額に対して多かったからこれを報告すると聞こえますけれども、

このお金というのは既に水道料金の中でいただいた消費税を振り向ければ、それで事が済むのかなと私は思ったわけです。ですから、新たにこれが不足したんじゃなく、予算上これが超過しただけの話で、お金そのものはちゃんと内部に水道料金の消費税であるのですかという質問です。

○上下水道局長（溝上啓之君）

申しわけございません。収益的収入から収益的支出を差し引いた額が当年度純利益となりますけど、これに今回、予算不足額が反映する形になります。

と申しますのは、地方公営企業法第24条第3項、こちらのほうは弾力条項と一般に呼ばれておりますけど、「業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入」——今回でいいますと水道料金収入等が該当しますけど、その金額を「必要な経費に使用することができる。」とされております。

そういうことですので、今回、消費税及び地方消費税の支出予算が不足したということですので、水道料金収入等の中に含まれるものをもって今回予算に定めた予定額を超過して支出したということがございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

ちょっとはっきりしなかったんですけども、この413,640円というのは、新たに別個によそから予算化せずに、内部にちゃんとそれはあるような気がするわけです。水道料金の中に消費税はもらってある。それを相殺して足らなかつたんですけども、その分は水道料金に別にあるような気がするわけです。そこら辺の説明をお願いします。

○上下水道局長（溝上啓之君）

お答えします。

消費税につきましては、提案理由のほうでも述べておりますけど、受け取り消費税と支払い消費税の差額により相殺して、結果、支払うべき消費税が確定しますので、それで支払いを行います。

今回の水道料金等の収入に含まれる消費税、収入がふえたという原因で支払う消費税が不足する事態になったということがございますので、結果的には水道料金から充てる形になると考えております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

ちょっと整理しますけれども、水道料金の中から当然8%もらってありますよね。それと、工事したときももらってあります。それがプラス・マイナス、いわゆる相殺して、逆に工事

費のほうが多かった場合は税務署から戻ってくるわけでしょう。足らん場合は、今回のように工事費が少なくて水道料金のほうが多かったから払わやんという格好になるかと思います。

ですから、そのお金は水道料金の消費税で余っている——余っているというのはおかしいんですけど、余っているのかなと、そこが疑問だったからお尋ねしよるわけです。そいけん、今の言い方からすれば、足りないから水道料金の中からこのお金は税務署に納めるというわけですか。水道料金の中から税務署にこのお金を納めるということですね。

○上下水道局長（溝上啓之君）

議員御承知のとおり、仮に受け取り消費税が今回水道料金収入により増加したと。工事費等の支出が減ったために支払う消費税が減りましたということでございますので、相殺した結果、支払う消費税が増加したという形になります。

これは消費税でございますので、当然、受け取り消費税と支払い消費税を相殺した結果、預かっている消費税を最終的には税務署のほうに支払いをする形になるということでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

今度10月から消費税が値上げになりますけれども、これも関連しているんですけれども、4月1日までに契約しておる分は10月1日を過ぎても8%。経過措置で4月1日までに契約しておる工事は10月1日を過ぎても8%でいい。それでない場合、9月中に終わらんと8%、10月1日になると10%になってしまう。今度の工事も、契約は4月1日以前にされているかどうかわかりませんが、9月いっぱい終わらんと8%ではない、10月1日になったら10%に上がってしまうという関係も出てくるわけです。

ですから、そこら辺が——この工事請負契約というのは3月いっぱいになっているんですかね、ちょっと変わってきますけれども。

○上下水道局長（溝上啓之君）

今回の御報告につきましては平成30年度の予算に係るものでございますので、消費税額としては全て8%ということでございます。

以上でございます。（「もういいです」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方公営企業法第24条第3項の規定により、市長から議会に報告するものでありますから質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

何社ほど入札に入られたのか、まずお聞きします。

○総務課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

入札の際の指名につきましては13業者を指名し、そのうち1業者が辞退、残りの12業者により入札を行っております。

○10番（牛島孝之君）

工事名が八女市立矢部地区小中学校校舎増築等工事となっております。当然これは一括契約だろうと思いますが、建築工事以外にどのような工事が内容的にあるのか、お聞きします。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

工事の内容といたしまして、1つ目として小学校の増築工事、2つ目として既存校舎の改修工事、3つ目として外溝工事、舗装工事、排水工事、囲障工事等となっております。

○10番（牛島孝之君）

契約書の下から3行目からです。「また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。」と入っていますけれども、この文言はこの契約書の中で必要でしょうか。

○総務課長（野田勝広君）

確かに言われるとおり、その部分につきましてはJVを組む場合の文言だと思いますけれども、一般的な契約の様式といたしまして、そのような文言を書かせていただいております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

一般的な契約書と言われますけれども、共同企業体でないのにこの文言が入る必要があるのかということをお聞きしております。

○総務課長（野田勝広君）

そこに「結成している場合には」ということで書かせていただいております。

○10番（牛島孝之君）

結成しているというのは、ジョイントベンチャーであればどの企業とどの企業とわかります。特に下水道関係で多いですけれども。この場合、やひめ建設さんが受注者になっております。この方の協力企業というのは当然あるはずですが。それは共同受注という考えなのか、契約係として、総務課長として、そこら辺はどういう考えですか。

○総務課長（野田勝広君）

今回につきましては予定価格が3億円を超えておりませんので、もともとうちの募集の時点でJVは組んでおりませんので、そういうことでございます。

○10番（牛島孝之君）

そういうことでございますじゃなくて、確かにこの仮契約書はこういう文言でつくってあるかもしれませんが、省略してもいい文言ではないかということをお聞きしております。

○総務課長（野田勝広君）

先ほど言いましたとおり、全体的な、一般的な様式として書かせていただいておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

○10番（牛島孝之君）

一般的な様式というのはわかるわけですよ。だから、その都度その都度、一部、文言の変更はあってもいいんじゃないのかと。今後、御検討ください。

それと、議案第55号の資料2の平面図を見ますと、「小学校棟（増築部分）」となっております。その下に、たしか民家があったと思います。当然取り壊されているからこういうふうに空白になっていると思いますが、その取り壊し後どのような工事までされたのか。そこも含めて、当然、校舎である以上、整地工事とか、そういうとがあると思いますので、そこら辺はどのようにしておられるのか、お聞きします。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

学校の前にありました古民家につきましては、現在取り壊し工事が終了して、古民家再生の観点で生かすというところで検討がなされているとお聞きしております。

○10番（牛島孝之君）

恐らくここが空白になっていますから、取り壊されたのはわかりますけれども、その後どこまで整地工事がされたのか。当然、単純に崩しただけじゃなくて最低限の整地はしてあると思います。そこについても、この工事契約の金額について、造成工事までされるからこうなっていると思います。そこら辺は、単に取り壊しましたではなくて、取り壊し後、一般的な整地はされておりますと。でしょう。そこまで聞かんとちょっとわかりませんので、お願いします。

○学校教育課長（中島賢二君）

現在、整地がなされているところでございます。

○17番（森 茂生君）

12社で入札にかかったということですが、この契約の方法ですが、例えば、道の駅の場合、低入札基準価格調査制度を適用したとなっております。今回の工事はどうなっていま

すか。

○議長（角田恵一君）

答弁できますか。

暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

10時35分まで休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

○総務課長（野田勝広君）

先ほど議員が申されました低入札制度ですね、こちらを該当させた入札となっております。

○17番（森 茂生君）

調べてみますと、結構大きな工事とか難しい工事はこの制度でやっておられるようですけども、学校のこの入札ですけども、どういう制度でやったかというのは当然最初にわかった上で入札をされたわけですので、それはきちっとやっていただかないと何か非常に不安が出てきます。

それはそれでいいんですけども、通常は、会計法あるいは地方自治法からすれば安い人が落札をするということですけども、そうなる、いわゆるダンピングの問題がありますので、低入札の制度でそういうのを防ぐということだろうと思います。

1社が辞退ですけども、この12社から工事内訳書は全部提出いただいておりますか、どうなっていますか。

○総務課長（野田勝広君）

こちらのほうに提出をしていただくのは、入札の際の札といいますか、入札書のみになります。（15ページで訂正）

○17番（森 茂生君）

これは国のあれですけども、入札時における工事内訳書の提出については通常云々となっています。談合防止のために皆さんから工事内訳書を提出願うのが普通じゃないんですかね。これをいただかずに入札を行われているんですか。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○総務課長（野田勝広君）

申しわけありません。先ほど入札書のみ提出と申しましたけれども、入札を行う際は、全業者に、設計書みたいな詳しい個別の内訳じゃなくて、直接工事が幾ら、諸経費が幾らといった簡易な内訳書の提出をしていただいておりますので、先ほどの発言を訂正し、おわびを申し上げます。（14ページを訂正）

○17番（森 茂生君）

今、わざわざ簡易などと言われましたけれども、簡易じゃなくて、きちっとした内訳書の提出を求めるべきじゃないですかね。そうしないと——ここに書いてあるんですよ。通常、受注者以外、十分な積算を行わずに、ただ入札に参加するのが多いと。それを防ぐためにも、きちっとした内訳書を全業者から提出していただくのが、いわゆる談合防止にもなりますよと国が言っているんですよ。

ですから、簡易な内訳書じゃなく、ちゃんとした内訳書を提出いただいて、そして、その中から入札に参加していただくという格好にしないと私はおかしいと思います。今回は簡易などと言われましたけど、今後はきちっとした内訳書を提出するように私は求めたいと思います。市長、いかがですか。今後入札に関しては、簡易なものではなく、きちっとした内訳書を全業者に提出いただく、このような格好に変えていただけませんか。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

十分な説明ができなくて申しわけないと思っておりますが、今後につきましては、いろんな角度から検討して、他の基礎自治体の状況等、あるいは県の指導、そういうものを鑑みながら検討していかなきゃいかんことではないかと思っております。

○17番（森 茂生君）

これは平成16年度の資料ですけれども、提出をきちっと求めているのが26.3%で、現時点で全ての自治体が求めているわけではないようです。しかし、談合なんかを防ぐためも、内訳書はきちっと提出いただくというのが私は基本だろうと思います。今後よろしく願います。

それと、もう一点お伺いしますけれども、いわゆる瑕疵担保は何年になっていますか。

○議長（角田恵一君）

執行部に申し上げます。答弁の前に私のほうからあえて申し上げます。

案件が工事請負ということでわかっておる中で、こういう質疑があるということは想定される部分もありますので、その辺についての準備方というのをやはりやってもらわないと、こういうふうにその都度その都度休憩ということになりますので。

この質問に対しての答弁をお願いします。

正確性を期するため、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課長（野田勝広君）

済みません、私、先ほどの発言の中で、簡易な内訳書と申し上げましたけれども、申し上げたかったのは、設計書みたいに一つ一つ積み上げた金額ではなくて、工事の分の内訳、そういう意味で申し上げましたので、こちらで決まっております規定どおりの内訳書はいただいております。ちょっと言葉の中で、簡易など申し上げてしまいましたので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどお尋ねになりましたものにつきましては、通常でしたら引き渡し後2年、故意または重大な過失により生じた場合については10年と決められております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

大概それくらいかなと思いますけれども、雨漏りしていたのは矢部体育館ですか。そうした雨漏りなんかはどうなっていますか。例えば、雨漏りした場合は瑕疵担保は何年になりますか。瑕疵担保じゃなく、そうした場合……

○議長（角田恵一君）

森議員に申し上げます。

今回の工事請負との直接の部分で質疑をよろしくお願ひしたいと思います。

○17番（森 茂生君）

その中にちゃんとあるわけですよ。工事請負契約の中に瑕疵担保は何年にすると。全然違うことを言っているわけじゃないんですよ。

○議長（角田恵一君）

今回の契約に対する雨漏りの部分の瑕疵担保は何年ですかという質疑でよろしいでしょうか。

○17番（森 茂生君）

そうですよ。

○総務課長（野田勝広君）

先ほど申し上げましたとおり、その原因について故意または重大な過失でないと判断した場合については、2年になると思います。（18ページで訂正）

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

重大な過失がない場合は2年間、だから、もう雨漏りしてもいいということですか。

住宅の品質確保の促進に関する法律によると、建物の構造における主要な部分や屋根などの雨水の浸入を防止する部分の瑕疵については、引き渡しから10年間となっているんじゃないですか。例えば、2年でしたら3年目は雨漏りしてもいいということですよ。違いますか。

○総務部長（原 亮一君）

瑕疵の判断については、さまざま現場の状況と施工状況もあると思います。一律に雨漏りが何年にあったからということについては、なかなか難しい判断だろうと思っています。ただ、そういう制度の中での的確に指導していくということになると思います。よろしくお願いたします。

○17番（森 茂生君）

私の資料が間違っているなら後で訂正しますが、この資料によると新築物件の場合、先ほど言いますように、住宅の品質確保の促進に関する法律により10年間となっているんじゃないですかね。瑕疵があろうがなかろうが、10年間は雨漏りなんかしたらでけんということだろうと私は理解しています。だから、瑕疵がない場合は3年で雨漏りしてもいいということでしょう。そういうはずはないと私は思います。これは正確にちょっと答弁をお願いします。

○総務部長（原 亮一君）

品質確保の詳細につきましては把握しておりませんが、その辺についてはそれぞれの工事に支障がないように的確に対応させていただきたいと思います。

○17番（森 茂生君）

把握していないということでしたら、ちょっとそれは今把握してください。そして、正確な答弁をお願いします。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○総務課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

先ほどの御質問につきましては、工事の部分部分においてそれぞれ違ってきますので、一概に何年ということではなくて、完成のときに別に保証期間を設けた保証書みたいなやつをつけていただいて、それぞれその分の保証をしていただいております。

○17番（森 茂生君）

私の資料が間違っているんだったら——こうなっています。

例えば、家の構造に問題があるとき、雨漏りがあるときは、施工業者は引き渡しから10年間は瑕疵担保責任を負うこととされていますよ。だから、仮に契約書で瑕疵担保が2年とあっても、10年間は責任を負わなくてはなりませんよという資料なんですよ。（発言する者あり）

○議長（角田恵一君）

傍聴席は私語を慎んでください。

○17番（森 茂生君）

私はそれじゃ納得しません。10年以内で漏るような雨漏りそのものが瑕疵なんですよ。ですから、手元にあるように、契約書に、たとえ瑕疵担保期間が2年であっても、10年間は責任を負わなくてはなりませんよというのじゃないですかね。私はそのように理解しています。ちょっとはつきりさせてください。

○総務課長（野田勝広君）

大変申しわけありません。今、議員が言われる雨漏り等につきましては重大な過失になるかと思えます。これにつきましては、契約規則の中で10年ということで決められておりますので、それについては10年ということで訂正をさせていただきたいと思えます。（17ページを訂正）

○17番（森 茂生君）

学校という大きな建物で、そうめったにころころ建てるものではありませんし、相当金額が張るわけです。ですから、契約の時点においてきちとした入札、そして契約を行わないと、いろんなトラブルの原因にもなりますし、契約に基づいて工事ができるわけですので、契約そのものがルーズな場合はちょっとおかしなことになる可能性がありますので、今後ともきちとした契約をしていただくようお願いします。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。
以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。
これにて令和元年第4回八女市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時1分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 川 口 堅 志

八女市議会議員 栗 山 徹 雄